

質問第三〇号

府県民税の賦課方法に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十一月二十四日。

板野勝次

参議院議長 佐藤 尙武殿

府県民税の賦課方法に関する質問主意書

府県民税の賦課に関し、その納税義務者が常住以外の土地にその者個人の営業所等を所持する場合の府県民税はその常住する市町村へ納入すべきものと思われるが、解釈上の疑義が生じているので、右の賦課区分について明らかにせられたい。